

労働基準法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）

改 正 案	現 行
<p>（記録の保存）</p> <p>第九九条 使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を五年間保存しなければならない。</p>	<p>（記録の保存）</p> <p>第九九条 使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を三年間保存しなければならない。</p>
<p>（付加金の支払）</p> <p>第一百四十四条 裁判所は、第二十条、第二十六条若しくは第三十七条の規定に違反した使用者又は第三十九条第九項の規定による賃金を支払わなかつた使用者に対して、労働者の請求により、これらの規定により使用者が支払わなければならない金額についての未払金のほか、これと同一額の付加金の支払を命ずることができる。ただし、この請求は、違反のあつた時から五年以内になければならない。</p>	<p>（付加金の支払）</p> <p>第一百四十四条 裁判所は、第二十条、第二十六条若しくは第三十七条の規定に違反した使用者又は第三十九条第九項の規定による賃金を支払わなかつた使用者に対して、労働者の請求により、これらの規定により使用者が支払わなければならない金額についての未払金のほか、これと同一額の付加金の支払を命ずることができる。ただし、この請求は、違反のあつた時から二年以内になければならない。</p>
<p>（時効）</p> <p>第一百五十五条 この法律の規定による賃金の請求権はこれを行使することができる時から五年間、この法律の規定による災害補償その他の請求権（賃金の請求権を除く。）はこれを行使することができる時から二年間行わない場合においては、時効によつて消滅する。</p>	<p>（時効）</p> <p>第一百五十五条 この法律の規定による賃金（退職手当を除く。）、災害補償その他の請求権は二年間、この法律の規定による退職手当の請求権は五年間行わない場合においては、時効によつて消滅する。</p>
<p>附 則</p> <p>第三百三十九条（略）</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、工作物の建設の事業その他これに関連する事業として厚生労働省令で定める事業については、令和六</p>	<p>附 則</p> <p>第三百三十九条（略）</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、工作物の建設の事業その他これに関連する事業として厚生労働省令で定める事業については、平成三</p>

年三月三十一日（同日及びその翌日を含む期間を定めている第三十六條第一項の協定に關しては、当該協定に定める期間の初日から起算して一年を経過する日）までの間、同條第二項第四号中「一箇月及び」とあるのは、「一日を超え三箇月以内の範圍で前項の協定をする使用者及び労働組合若しくは労働者の過半数を代表する者が定める期間並びに」とし、同條第三項から第五項まで及び第六項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

第四百四十條（略）

② 前項の規定にかかわらず、同項に規定する業務については、令和六年三月三十一日（同日及びその翌日を含む期間を定めている第三十六條第一項の協定に關しては、当該協定に定める期間の初日から起算して一年を経過する日）までの間、同條第二項第四号中「一箇月及び」とあるのは、「一日を超え三箇月以内の範圍で前項の協定をする使用者及び労働組合若しくは労働者の過半数を代表する者が定める期間並びに」とし、同條第三項から第五項まで及び第六項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

第四百四十一條（略）

②・③（略）

④ 前三項の規定にかかわらず、医業に従事する医師については、令和六年三月三十一日（同日及びその翌日を含む期間を定めている第三十六條第一項の協定に關しては、当該協定に定める期間の初日から起算して一年を経過する日）までの間、同條第二項第四号中「一箇月及び」とあるのは、「一日を超え三箇月以内の範圍で前項の協定をする使用者及び労働組合若しくは労働者の過半数を代表する者が定める期間並びに」とし、同條第三項から第五項まで及び第六項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

十六年三月三十一日（同日及びその翌日を含む期間を定めている第三十六條第一項の協定に關しては、当該協定に定める期間の初日から起算して一年を経過する日）までの間、同條第二項第四号中「一箇月及び」とあるのは、「一日を超え三箇月以内の範圍で前項の協定をする使用者及び労働組合若しくは労働者の過半数を代表する者が定める期間並びに」とし、同條第三項から第五項まで及び第六項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

第四百四十條（略）

② 前項の規定にかかわらず、同項に規定する業務については、平成三十六年三月三十一日（同日及びその翌日を含む期間を定めている第三十六條第一項の協定に關しては、当該協定に定める期間の初日から起算して一年を経過する日）までの間、同條第二項第四号中「一箇月及び」とあるのは、「一日を超え三箇月以内の範圍で前項の協定をする使用者及び労働組合若しくは労働者の過半数を代表する者が定める期間並びに」とし、同條第三項から第五項まで及び第六項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

第四百四十一條（略）

②・③（略）

④ 前三項の規定にかかわらず、医業に従事する医師については、平成三十六年三月三十一日（同日及びその翌日を含む期間を定めている第三十六條第一項の協定に關しては、当該協定に定める期間の初日から起算して一年を経過する日）までの間、同條第二項第四号中「一箇月及び」とあるのは、「一日を超え三箇月以内の範圍で前項の協定をする使用者及び労働組合若しくは労働者の過半数を代表する者が定める期間並びに」とし、同條第三項から第五項まで及び第六項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

⑤ (略)

第四百二十二条 鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業に  
関する第三十六条の規定の適用については、令和六年三月三十一  
日(同日及びその翌日を含む期間を定めている同条第一項の協定  
に関しては、当該協定に定める期間の初日から起算して一年を経  
過する日)までの間、同条第五項中「時間(第二項第四号に関し  
て協定した時間を含め百時間未満の範囲内に限る。)」とあるの  
は「時間」と、「同号」とあるのは「第二項第四号」とし、同条  
第六項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は適用し  
ない。

第四百十三条 第九十九条の規定の適用については、当分の間、同条  
中「五年間」とあるのは、「三年間」とする。

② 第四百十四条の規定の適用については、当分の間、同条ただし書  
中「五年」とあるのは、「三年」とする。

③ 第四百十五条の規定の適用については、当分の間、同条中「賃金  
の請求権はこれを行使することができる時から五年間」とあるの  
は、「退職手当の請求権はこれを行使することができる時から五  
年間、この法律の規定による賃金(退職手当を除く。)の請求権  
はこれを行使することができる時から三年間」とする。

⑤ (略)

第四百二十二条 鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業に  
関する第三十六条の規定の適用については、平成三十六年三月三  
十一日(同日及びその翌日を含む期間を定めている同条第一項の  
協定に関しては、当該協定に定める期間の初日から起算して一年  
を経過する日)までの間、同条第五項中「時間(第二項第四号に  
関して協定した時間を含め百時間未満の範囲内に限る。)」とあ  
るのは「時間」と、「同号」とあるのは「第二項第四号」とし、  
同条第六項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は適  
用しない。

(新設)